

令和5年度

第5回

多良木町農業委員会総会議事録

令和5年7月10日

多良木町農業委員会

令和5年度 第5回 多良木町農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年7月 10 日(月) 午後4時

2 場所 3階 委員会室

3 出席委員

1番	田 中 英 一	2番	田 嶋 英 功	3番	本 田 茂	4番	川 邊 優 二
5番	北 崎 義 郎	6番	川 越 恭 子	7番	源 島 伸 次	8番	井 上 成 二
9番	福 屋 豊	10番	中 村 一 浩	11番	武 藤 和 弘	12番	西 野 幹 秀
13番	尾 方 隆 博	14番	中 神 久 一 郎	15番	岩 野 満	16番	塩 塚 一 博
17番	松 岡 忠 治			19番	舟 守 隆	20番	星 原 幸 広

4 欠席委員

18番	猪 口 秀 利						
-----	---------	--	--	--	--	--	--

5 事務局出席

局長	魚 住 雅 彦	係長	赤 川 和 幸	主事	一 川 貴 史		
----	---------	----	---------	----	---------	--	--

6 議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第11号 多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第4 議案第12号 非農地証明願いに対する判断について

日程第5 議案第13号 鮎之瀬地区土地改良事業推進協議会委員の推薦について

日程第6 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について

日程第7 次回総会に伴う事前調査委員の指名

○事務局長 皆さんこんにちは。総会前ですが、舟守委員より少しお時間をいただきたいということとございましたので、舟守委員のほうより、よろしくお願いいたします。

○19 番 （お礼）

○事務局長 定刻前でございますが、本日出席の委員の皆様がおそろいですので、始めさせていただきますと思います。皆様ご起立をお願いいたします。こんにちは。

○各委員 こんにちは。

○事務局長 ご着席ください。議事に入るまで本総会を事務局にて進めさせていただきますようし
くお願いいたします。本日は、1 名の方から欠席届が出ておりますが、会議規則第 6 条の規定に
より、委員の過半数が出席しておられますので、会議は成立をしております。それでは、ただ
いまより、令和 5 年度第 5 回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開会に当たりまして、
会長よりご挨拶をお願いいたします。

○1 番 はい。皆さんこんにちは。

○各委員 こんにちは。

○1 番 （会長挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。それでは、会議規則第 4 条の規定により、会長は、総会の
議長となり、議事を整理するとなっておりますので、この後の議事進行につきましては、田中
会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 はい。それでは座らせていただいて議事を進めさせていただきますと思います。早速議事
に入ります。日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に、9 番の福
屋委員、10 番の中村委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に、日程第 2、議案第
10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について、を議題といた
します。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 それでは、日程第 2、議案第 10 号の説明をさせていただきます。配付しております議

事日程表 1 ページをお願いいたします。お開きいただきましたでしょうか。日程第 2、議案第 10 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転について、許可申請がありましたので、許可、不許可についての意見を決定するものでございます。今回は 2 件の許可申請がっております。まず番号 1 でございますが、当事者、住所氏名、譲渡し人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請物件、[REDACTED]、外筆、計筆となっております。地目は登記現況ともに[REDACTED]、面積、計の[REDACTED]平米です。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地につきましては、2 ページをご覧ください。位置を説明させていただきます。[REDACTED]の間の道を[REDACTED]、[REDACTED]に向かいますと、[REDACTED]が流れております。[REDACTED]を渡り、[REDACTED]を 1 枚過ぎ、[REDACTED]場所ということで、2 ページ中央に黒枠で囲ってある、[REDACTED]筆が今回譲渡し人となる[REDACTED]さんの農地となります。地図上に[REDACTED]と記載されておりますが、家屋については既に今回の譲受人、[REDACTED]氏が購入されております。家屋、宅地を取得される際に、[REDACTED]氏のほうが、農地を持たれておらず、また、当時は下限面積の規定がございましたので今回の取得となっております。1 ページにお戻りいただき、番号 2 の説明をいたします。番号 2 でございますが、当事者住所氏名、譲渡し人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請物件、[REDACTED]、外筆、計筆となっております。地目は登記現況とも[REDACTED]、面積、計の[REDACTED]平米です。権利の内容、申請の理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地につきましては、3 ページをご覧ください。位

置を説明させていただきます。■■■■■を■■■■■に向かいますと、■■■■■がございます。その先の交差点を右折し、■■■■■に向かいますと、■■■■■がございまして、その先 ■■■メートルほど進んだ■■■■■の農地になります。3 ページの地図では中央黒枠で囲んだか所となります。今回、譲受人となる■■■■■さんにつきましては、地図の黒枠、左側に記載されている、■■■■■さんとありますがそちらの家の方となります。以上で説明を終わります。

○1番 田中会長 はい。続きまして、事前調査の報告をお願いいたします。

○8番 井上委員 8番。それでは、報告をさせていただきます。議案第10号の農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回2件の申請がありましたが、先週の7月7日金曜日に、8番井上、12番西野委員、13番尾方委員で調査いたしました。番号1の申請につきましては先ほど説明されたか所になりますが、■■■■■のみ、農振農用地区域内農地となり、他の、■■■■■筆は農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお販売価格は、居宅及び宅地と、今回の申請地の合計が■■■■■万円ということで、そのうちの農地の価格は、■■■■■ということでした。続きまして、報告をさせていただきます。議案第10号の農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。番号2の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する許可の、要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお販売価格は、■■■■■円で、10アール当たり■■■■■万円です。以上報告とさせていただきます。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい、異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして日程第 3、議案第 11 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○係長 事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい。それでは、4 ページ目をお開きください。日程第 3、議案第 11 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和 5 年第 7 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号附則第 5 条第 1 項の規定による、別紙計画書について、7 月 3 日付で多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、別冊の集積計画書の総括表にてご説明をいたします。別冊の集積計画書のほうをお開きください。まず、めくっていただいて、1 ページ目をお開きください。まず、利用権設定の賃借権でございます。再設定が 5 件で、田が 1 万 9648 平米。計の 1 万 9648 平米。3 年が 2 件、5 年が 2 件、10 年が 1 件となっております。賃借権の合計が 5 件で、田が 1 万 9648 平米。合計の 1 万 9648 平米です。続きまして、利用権設定の使用貸借権です。再設定が 1 件で、田が、2 万 1781 平米。計の 2 万 1781 平米です。10 年が 1 件となっております。使用貸借権の合計が 1 件で、田が 2 万 1781 平米。合計の 2 万 1781 平米となっております。続きまして右上でございます。公社借入れ、存続期間が 10 年で、件数が 2 件です。田が 9407 平米。畑が 5353 平米。計の 1 万 4760 平米となっております。合計の 2 件で、田が 9407 平米、畑が 5353 平米。合計の 1 万 4760 平米です。公社貸付け、期間が 5 年で件数が 1 件、

田が、9407 平米で、畑が 5353 平米。計の 1 万 4760 平米です。合計の 1 件で、田が 9407 平米。畑が 5353 平米。合計の 1 万 4760 平米となっております。以上の計画要請の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号附則第 5 条第 1 項に定める。農用地利用集積計画の農地の効率的利用従事日数など、各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第 4、議案第 12 号、非農地証明願に対する判断について、を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい事務局。

○係長 はい、それでは 5 ページ目をお開きください。日程第 4、議案第 12 号、非農地証明願に対する判断について、下記内容のとおり、非農地証明願があったので、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かについての判断を行うものでございます。まず、番号 1 でございます。申請者、XXXXXXXXXX、氏名、XXXXXX。申請物件、XXXXXXXXXX
XXXXXX。地目XXXX、面積 XXXX 平米。現況 XXXX ほか、XXXX 筆の計 XXXX 筆で、合計面積が XXXX 平米でございます。希望の理由など、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することが出来ないと見込まれる。続きまして、番号 2 です。住所、XXXXXXXXXX

■■■■、氏名、■■■■。申請物件、■■■■。地目■■、面積■■■平米。現況■■■、外■■筆の計■■筆で、合計面積が■■■平米です。希望の理由など、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難。続きまして、番号 3 です。

申請者住所、■■■■、氏名、■■■■。申請物件、■■■■、地目■■、面積■■■平米。現況■■■、希望の理由など、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難、続きまして、番号 4、申請者、■■■■、氏名、■■■■。所有者は、同住所の■■■■でございます。なお、■■■■

■■■■方でございます。申請物件、■■■■、地目■■、面積■■■平米。現況■■■、希望の理由など、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難。番号 5、申請者住所、■■■■、氏名、■■■■。申請物件、■■■■。地目■■、面積■■■平米。現況■■■、希望の理由など、森林の様相を呈しなど、物、農地に復元するための物理的な条件整備が重視困難です。次に、場所になりますが、次の 7 ページ目をお開きください。場所は黒枠で囲まれた場所になりまして、■■■のほうに、■■■■が走っておりますが、■■■方面へ地図で言いますと、■■■のほうに■■■メートル進むと、■■■との境界になりまして、さらに■■■メートルほど進みますと、■■■■がございます。こちらは、以前■■■■■■■■沿いに■■■■という、■■■■があった周辺になります。

なお、番号 1 から 5 番まで全て農振農用地区域外農地でございます、交付金等の対象農地ではなく、基盤整備事業実施地区ではございません。以上説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 はい。続きまして事前調査の報告をお願いいたします。

○12 番 はい報告いたします。議案第 12 号の非農地証明願に対する調査報告をいたします。今回 5

件の申請がありましたが、先週の 7 月 7 日金曜日に、8 番井上委員、12 番私、13 番尾方委員で調査いたしました。番号 1 番については、先ほど説明された箇所になります。申請された農地の区分は、農振農用地区域外の農地です。現状は雑草が生い茂り、長期間にわたり、耕作されておらず、原野のような状態になっています。また、山林に囲まれ、周囲に存在した農地も、山林のような状態になっており、農地として復元しても、耕作条件はかなり悪いと思われます。よって、熊本県が定める、非農地証明事務処理要領の非農地証明の基準のイその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することが出来ないと、見込まれる場合に該当すると思われますので、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考えます。以上です。

○13 番 続けて、残りの案件を、調査報告をいたします。番号 2 の■■■さん、番号 3 の■■■さん、番号 4 の■■■さん、番号 5 番の■■■さんについては、希望の理由が同じなので、一緒に報告させていただきます。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地です、現状は、木や雑草が生い茂り、長期間にわたり耕作されておらず、山林のような状態になっており、人力または農業用機械での耕起、整地が困難と思われます。よって熊本県が定める、非農地証明事務処理要項の非農地証明の基準のアその土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当すると思われますので、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考えます。以上報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 ないようでしたらお諮りをいたします本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第 5、議案第 13 号、鮎之瀬地区土地改良事業推進協議会委員の推薦について、を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい、それでは、8 ページ目をお開きください。日程第 5、議案第 13 号、鮎之瀬地区土地改良事業推進協議会委員の推薦について。多良木町長より、鮎之瀬地区土地改良事業推進協議会委員の推薦依頼があったので、2 名を推薦するものでございます。なおこちらの協議会の委員でございますけども、2 年間の任期となっておりまして、今回が 2 年の更新となっております。ですので令和 5 年度、令和 6 年度の委員の推薦となります。なおこちらについては、2 名の推薦をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、どなたか立候補される方はおられませんか。ないようでしたら、事務局のほうで腹案などありましたらお願いします。

○係長 事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい、こちらの鮎之瀬地区土地改良事業推進協議会ですけども、こちらの受益地区でございます。黒肥地の 1 区、2 区、3 区、それから 7 区がございますので、今回の改正前の、委員も務めておられました、7 番の源島委員、それから、12 番の西野委員をお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長 はい、7 番の源島委員、それから 12 番の西野委員よろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○議長 はい、よろしくお願いいたします。

○係長 2名の委員さんにおかれましてはですね、こちらの協議会のほうからですね、同意書を出していただくようになっておりますので、後でお配りしますので、そちらのほう、記入いただいて、よろしくお願いいたします。

○議長 はい、それでは日程第6、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい事務局。

○係長 それでは、9ページ目をお開きください。日程第6、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和5年5月26日から令和5年6月26日まで、番号1でございます。当事者住所氏名、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。借人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請物件、[REDACTED]、地目は登記現況とも[REDACTED]です。面積が[REDACTED]平米。ほか[REDACTED]筆の計[REDACTED]筆で合計の[REDACTED]平米となっております。貸借の内容が、農業経営基盤強化促進法による使用貸借でございまして、解約の理由が、借人の都合でございます。合意解約が成立しが、令和5年6月19日となっております。解約後は、[REDACTED]氏の自作となっております。以上報告終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 はい、ないようでしたら次に進みます。日程第7、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。まず、事前調査を8月9日水曜日、午前9時から行います。調査委員に9番の福屋委員、10番の中村委員、14番の中神委員の指名をいたしたいと思いますが、御三方よろしいでしょうか。

○お三方 はい。

○議長 よろしく申し上げます。総会は、8 月の 10 日、木曜日。午前 9 時から行いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○議長 はい。事前調査が 8 月の 9 日、総会が 8 月の 10 日ですよろしく願いいたします。これで本日提案された議案並びに報告事項は全て終了しました。なお、議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。今回の総会を閉じたいと思います。大変お疲れさまでした。

○各委員 お疲れ様でした。

○事務局長 議長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。これをもちまして令和 5 年度第 5 回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長 田中 英一

委員 福屋 豊

委員 中村 一浩

書記 魚住 雅彦